

一九

陸海軍省
信託局

信託局
信託部

信託部
信託部

信託部
信託部

信託部
信託部

信託部
信託部

信託部
信託部

信託部
信託部

21年 / 月25日	號
二葉	號
野業	55 號
發送	校合
	淨書

右通牒四道ノ如ク般軍屬中一雇員、傭人
及工員ニ對スル退職金ノ支拂停止ハ之ヲ
（量）ニ電報ヲ以テ

陸海軍軍人軍屬ノ退職金
支拂停止ニ関スル件

局長
野業
課長加藤
二葉

高石

解除セラレタルニ付之が拂渡ノ請求ヲ受
ケタルトキハ身分証如書目等ニ依リ確認
上拂渡方可ト取計相成度
追而軍人ハ下士官又ハ兵ト謂フガ如キ
下級軍人ト雖モ苟モ軍人タルモノハ全部
又軍屬中技師、技手ト謂フガ如キ判任
官以上ノ職員ニ付テハ引續キ拂渡ヲ爲
シ得ザル義ニ付爲念

理由

本件ニ関シテハ大蔵省ヨリ各銀行宛別紙ノ通り通牒
ト共ニ今省主計司官窪谷書記及ヨリ貴司ニ送附
アリタルモノニ有之

通函第四六號

昭和二十一年一月十七日

大藏省金融局長 久保 文 藏

軍人軍艦ノ退職金ニシテ銀行定期預金ヲ以テ
支給シタルモノノ一部拂戻ノ備置ニ關スル件

終戦後復員シタル軍艦中陸海軍訓練係作業員ニ於ケル工員及雇傭人ニ對シ
兵ノ退職金トシテ支給セル銀行定期預金ノ拂戻ニ關シテハ昭和二十年十
二月二十六日附陸海軍六局八號ヲ以テ通函致直隷隊、陸海軍訓練係作業員
以外ノ一般海軍訓練係雇傭人ニ於ケル雇傭人及工員ニ對スル退職金ト
シテ支給セル銀行定期預金ニ關シテハ左記ニ依リ御取扱相成候取旨此致
及通函致也

裏面白紙

裏面白紙

記

一、軍中陸海軍諸部係作業場以外ノ一般陸海軍諸部係設ハ陸海軍諸官衛ヲ
 古ムシニ於ケル通リ、衛人及工員ノ退職金トシテ支給セル該行定期預
 金ニシテ期限ヲ経過セルモノノ拂戻ハ來ル一月十八日以降支拂ヲ開始
 シ支拂ナキコト
 二、右ノ取扱ニ關シテハ昭和二十年十二月二十六日附總務局六四八號金總
 局長通牒左記ニ以下ニ準ズルコト

融銀第六四八號

昭和三十年十二月二十六日

大藏省金融局長 久保文藏

株式会社

銀行

取締役

殿

軍人軍属ノ退職金ニシテ銀行定期預金ヲ以テ
支給シタルモノノ一部解除ニ関スル件

終戦後復員シタル軍人軍属ノ退職金トシテ支給シタル期限三月以上
ノ銀行定期預金ノ掛戻ニ関スル取扱ニ付テハ曩ニ聯合軍最高司令
官ノ指令ニ基キ十一月三十日日本銀行及財務局長ヲ通シ同日以降
其掛戻ヲ停止スヘキ旨指示被候處今般左記ニ依リ右掛戻停止
中ノ定期預金一部ノモノニ付掛戻ヲ為ストト致候條也了知相成度
依命此段及通牒候也

記

一、軍屬中陸海軍同休作業廳ニ於ケル工員及雇傭食ニ退職金ト
 シテ又給セル銀行定期預金ニシテ期限ヲ経過セルモノ、拂戻ハ未ルナ
 一月二十九日以降支拂開始差又ナキニト
 二、前項ニ該当スルヤ否ヤノ確認ハ身分証明書(現職中所持シタルモノ)
 又ハ本人ノ申立其ノ他ニヨリ銀行ニ於テ適宜判定スルニト
 三、左ノ者ハ前二項ノ適用ヲ受ケザルニト
 (一) 軍人ハ下士官又ハ兵トシテガ如キ下級軍人ト雖モ苟モ軍人タルモノハ全部
 (二) 軍屬中技師、技手トシテガ如キ判任官以上ノ職員
 (三) 銀行定期預金ニ関スル各店拂戻及便宜代拂戻ハ引續キ中止スル
 ニトシ前記一ノ定期預金ノ拂戻ハ京店ニ於テ之ヲ行フニト